

まも  
ルールを守って  
たの 楽しく！ あん ぜん 安全に！  
じ てん しゃ の  
自転車に乗ろう！



熊本市 × 熊本県警察



ダウンロードは  
コチラ

# 事故が多い場所

これらの事故は、実際に熊本県内の小学生が被害者・加害者となった事例です。いつも通っている道路にも、いろいろな危険が潜んでいます。交通ルールを正しく守って、安全に自転車を利用しましょう。また、交通事故に「あわない、おこさない」ためにはどうすればよいか考えてみましょう。

くだ  
下り坂でスピードを出しすぎてしまい、交差点で止まれずクルマとぶつかった。

かがいしゃ  
自転車加害者になることもあります！

かくにん  
右後ろの確認をせず急に右折してしまい、後ろから来たバイクとぶつかった。

おうだん  
横断歩道がない場所を安全かくにん  
確認せずに横断してしまい、クルマとぶつかった。

ひょうしき  
「止まれ」の標識に気づかず飛び出してしまい、クルマとぶつかった。

マンホールは雨の日には滑りやすいので注意！

まかど  
見通しが悪い曲がり角をスピードを落とさずに飛び出してしまい、左側から来たクルマとぶつかった。

## 事故にあってしまったら

小さな事故でもまずは警察への連絡が必要です。事故にあってもすぐはわからなくても、あとからケガに気づくこともあります。あとで連絡ができるように、電話番号などを聞いておきましょう。

とうげこうちゅう  
登下校中に事故にあったら、先生に報告しましょう

きゅうご  
けが人の救護

かくほ  
周囲の安全の確保

警察に連絡(110番)

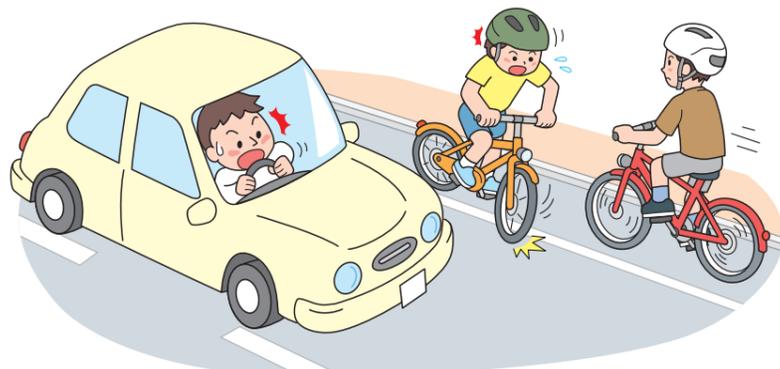
あいて  
相手の連絡先を聞く(名前・住所・電話番号)

# あんぜんクイズ

自転車を安全に利用するためには、  
交通ルールをしっかりと理解し、守ることが重要です。



Q 自転車は道路のどこを走ってもよい？



答え

走れる所はきまっています

自転車は車道の左側(クルマと同じ向き)を走るのが基本(原則)です。道路の右側は危険なので絶対に走りません。歩道を通行できるのは、おもに次の場合です。

歩道を通行することができる場合

●標識や標示があるとき



●13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者など

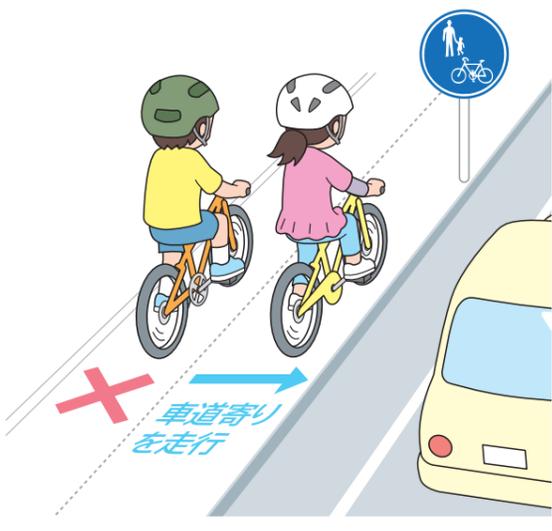


●道路工事や駐車している車などで、車道の左側を安全に通行できない場合



ここが大事

歩道を走るときは歩行者を優先して、  
車道寄りをゆっくり通行しましょう。



交差点を右に曲がりたとき

信号機のない交差点



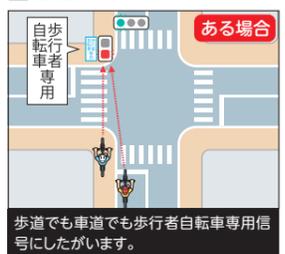
道路の左側を向こうがわまで進み、安全をたしかめて右に曲がります。

信号機のある交差点



1つ目の信号で向こうがわにすすみ、2つ目の信号でもう一度進みます。(2だんかい右折といいます。)

歩行者自転車専用信号機がある交差点

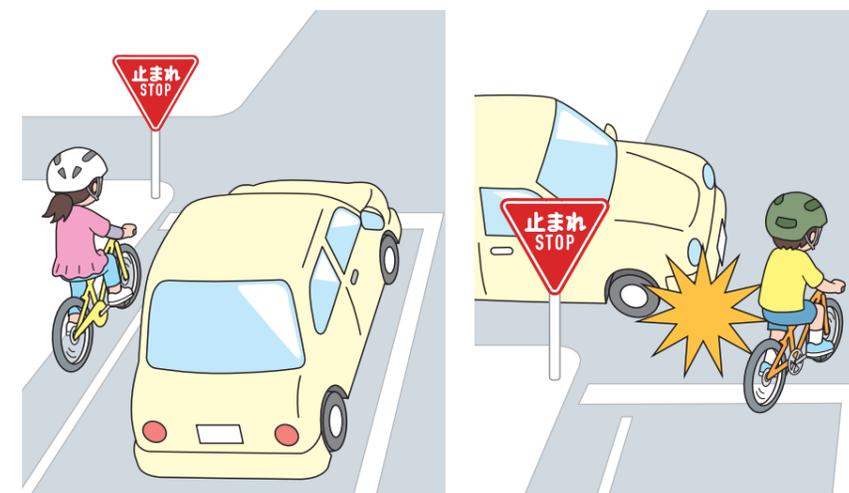


歩道でも車道でも歩行者自転車専用信号にしたがいます。



歩道を通行中は歩行者用信号、車道ではクルマ用の信号にしたがいます。

Q クルマじゃないから一時停止はしなくてよい？

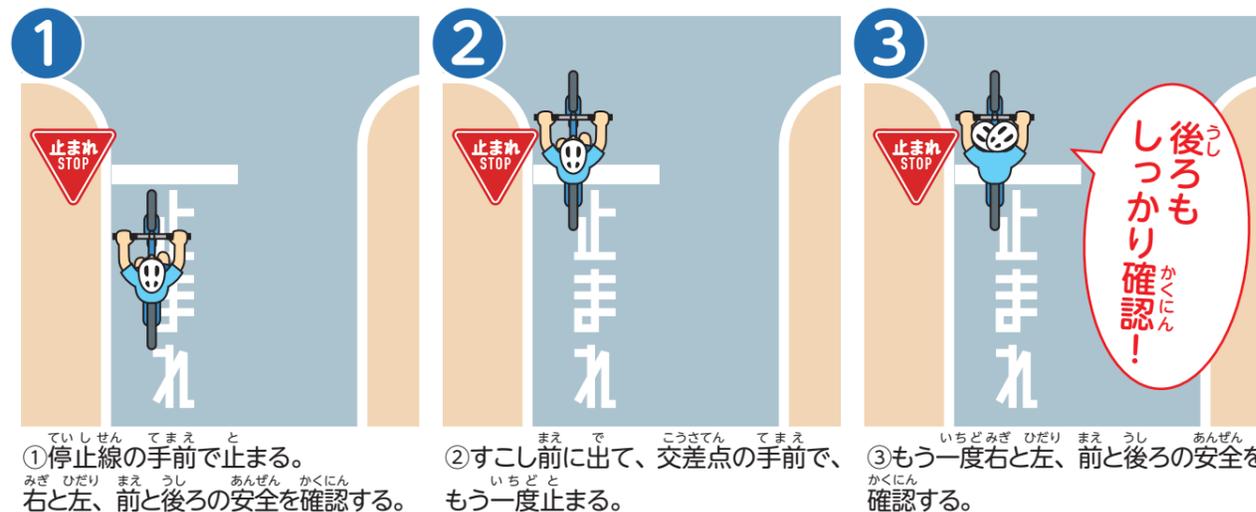


答え

必ず止まります

自転車はクルマの仲間。停止線の手前で一時停止して、交差点の安全を確認してから進みましょう。また、一時停止だけでなく、そのほかの交通ルールもしっかり覚えましょう。

安全確認の方法



①停止線の手前で止まる。右と左、前と後ろの安全を確認する。  
②すこし前を出て、交差点の手前で、もう一度止まる。  
③もう一度右と左、前と後ろの安全を確認する。

後ろも  
しっかり確認！

注意したいおもな標識です。しっかりと覚えておこう！



止まれ  
STOP

一時停止

停止線があるときは線の手前で止まります



歩行者専用

歩行者だけが通行できる場所



自転車歩行者通行可

自転車と歩行者だけが通行できる場所



車両通行止め

自転車を含むすべての車両の通行が禁止

ポイント

普段通っている道路にもいろんな標識があるかも。探して、どんな意味があるのか調べてみよう！



# うんてん こんな運転していませんか？

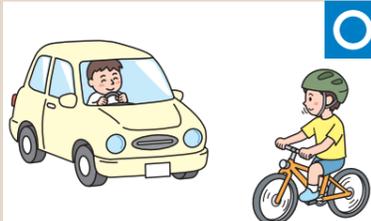
自転車の運転には、いろいろな交通ルールがあります。  
また、ルールを知っていても守らなければ意味がありません。





**✖ イヤホン、ヘッドホンの使用  
(大きな音で使用)**

**○** イヤホンやヘッドホンをして大きな音を聞いていると、クルマの接近に気づかず危険です！まわりの音をしっかり聞きましょう！

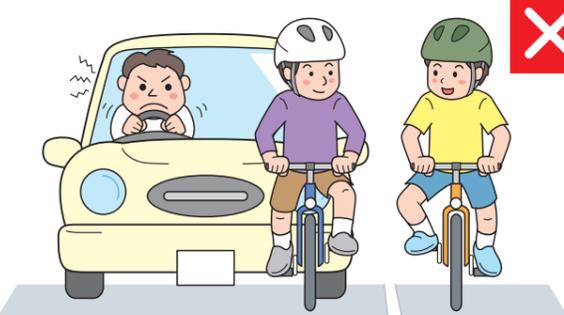




**✖ スマートフォン使用**

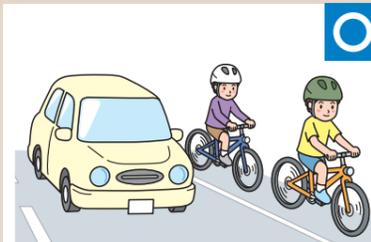
**○** 運転中にスマートフォンを使用すると、話や画面に気が取られ、判断が遅れます。事故が起きるときは一瞬の油断から！





**✖ 並進(横に並んで走ること)**

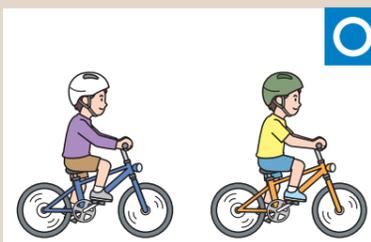
**○** 並進は原則禁止です。自転車を運転するときはタテ1列で通行しましょう。お友達と出かける時などは特に注意しましょう！





**✖ 二人乗り**

**○** 自転車の二人乗りは原則禁止です。バランスが取りづらく、一緒にたおれて大けがをするかもしれません。





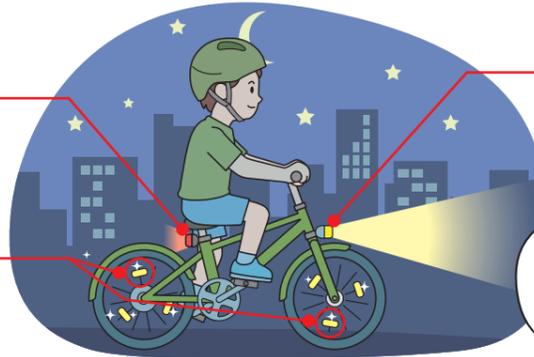
**✖ 無灯火**

ライトがついていないとクルマから見えないため、事故にあう危険が高まります。また、道路のようすが見えないため、非常に危険です。尾灯(後ろのライト)や、横からも見えやすくするため、車輪などに反射材を取り付けておきましょう。

**びとう 尾灯(後ろのライト)**  
夜に100メートル後方から点灯を確認できる明るさが必要です。

**ぜんしょうとう 前照灯(前のライト)**  
夜に10メートル前方がよく見える明るさが必要です。

**はんしゃざい 反射材**  
横から見える場所にもつけましょう。



暗くなる前に帰るつても大事なことでぞ！

保護者の皆さまへ

**Point!** 小学生でも事故の加害者になれば  
高額な賠償金が生じることも..

過去にはこんなことが

小学生(11歳男子)が夜間帰宅途中で歩行者(62歳女性)と正面衝突。  
歩行者に頭蓋骨骨折などのけがを負わせ、意識が戻らない状態となった。

賠償金9,521万円

万が一のためにも自転車保険に加入しておきましょう。

熊本県と熊本市の条例では、自転車損害賠償保険等の加入は自転車利用者の義務となっています。保険には様々な種類がありますので、ご自身やご家族に合った保険にご加入ください。

TSマーク付帯保険	自転車安全整備士が点検した自転車に付帯する保険です。有効期限は1年間ですが、整備士による点検整備で更新が可能です。
個人賠償責任保険	自動車保険や火災保険など任意保険の特約として付帯される保険です。
自転車専用の保険	自転車の事故に特化した専用保険です。

保険により、加入条件や補償内容が異なります。詳しくは保険会社にお問い合わせください。  
※熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例/熊本市自転車の安全利用及び駐車対策に関する条例

# てんけん 点検のポイント

## ヘルメット

かぶるのを忘れていませんか？

### 正しいかぶりかた



ヘルメットの先がまゆ毛のすぐ上にくるようにかぶります。あごひもは指1~2本が入るくらいにちょうせいします。

## チェーン

スムーズに動きますか？

## ハンドル

グラつきはありませんか？  
グリップのゆるみはありませんか？

## ベル

きちんと音はなりますか？

## ブレーキ

前後ともよくききますか？  
キーキーと音はしませんか？

## ライト

きちんとつきますか？

## 反射材 (リフレクター)

はずれていませんか？  
ゆがんでいませんか？

## タイヤ

空気は十分に入っていますか？  
古くなってヒビわれていませんか？  
針金などがささっていませんか？

- 各部のがたつきやねじのゆるみがないか確認しましょう。
- 年に一度は自転車屋さんで点検してもらいましょう。

## ごそく 自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用



熊本県警察シンボルマスコット  
「ゆっぴー」